

事 務 連 絡
令和 4 年 3 月 7 日

各都道府県肝疾患診療連携拠点病院長 殿

厚生労働省健康局がん・疾病対策課
肝炎対策推進室長

肝炎対策の推進に関する基本的な指針の一部を改正する件について

肝炎対策基本法（平成 21 年法律第 97 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき策定された、肝炎対策の推進に関する基本的な指針（平成 28 年厚生労働省告示第 278 号。以下「肝炎対策基本指針」という。）については、同条第 5 項において、少なくとも 5 年ごとに検討を加え、必要に応じて改正することとされている。

これを踏まえ、本日、肝炎対策基本指針の一部を下記の通り改正し、別添のとおり各都道府県知事等宛てに通知することとしたので、内容について御了知願いたい。

また、肝炎対策のより一層の推進を図るためには、あらゆる関係者が一体となって、より一層の連携を図ることが重要であるため、引き続き、御協力をお願いする。

記

第一 改正の趣旨

法第 9 条第 5 項の規定に基づき、肝炎対策基本指針の見直しを行い、その一部を改正する。

第二 改正の内容

肝炎対策推進協議会の議論も踏まえ、

- ・ B 型肝炎に対する根治薬の開発及び C 型肝炎の抗ウイルス療法の活用により、肝炎ウイルスを高い確率で体外に排除することを可能にし、「肝炎の完全な克服」を目指すこと
- ・ 肝炎総合対策を推進するに当たっては、肝炎ウイルス検査及び肝炎医療の均てん化を図ることが重要であり、関係者が地域の実情や特性に応じた取組を推進することが必要であること

- ・ 肝炎ウイルス検査を受けたことがない人に対する効果的な広報に取り組むこと
- ・ 国は、肝炎ウイルス検査後のフォローアップ事業における都道府県と市町村間の情報共有の実態を調査し、好事例の横展開等の施策を検討すること
- ・ 地方公共団体は、国、拠点病院等と連携して、肝炎医療コーディネーターの育成や、その活動状況の把握、肝炎医療コーディネーター間の情報共有や連携がしやすい環境の整備に努めること
- ・ 「肝炎研究推進戦略」に基づく肝炎研究を推進すること
- ・ 国は、肝炎ウイルスに持続感染している者（ウイルス性肝炎から進行した肝硬変又は肝がんの患者を含む。以下「肝炎患者等」という。）及び患者家族等に対する偏見や差別を解消するために、地方公共団体、学校教育関係者、患者団体等の様々な関係者と連携し、肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に係る推進の方策を検討し、これらの取組を進めること

等を内容とする改正その他所要の改正を行う。

第三 適用日

告示の日（令和4年3月7日）

以上